

日本脳科学関連学会連合 代表候補者一覧(届出順)

推薦学会	被推薦者名	所属学会・役職	所属研究機関・役職
日本神経化学会	岡野 栄之	日本神経化学会・理事、脳研究推進委員会委員長	慶應義塾大学医学部生理学教室・教授
日本神経精神薬理学会	山脇 成人	日本神経精神薬理学会・理事長	広島大学大学院医歯薬保健学研究院精神神経医科学・教授
日本解剖学会	水澤 英洋	日本神経学会・代表理事	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター・病院長
日本神経病理学会			
日本自律神経学会			
日本神経学会			
日本小児神経学会			
日本脳神経外科学会			
日本リハビリテーション医学会			
日本臨床神経生理学会			

I. 本連合規約連合代表選出議決細則

1. 連合代表は会員学会の所属であり、会員学会から推薦された候補者から、評議員会の議決により決定する。
2. 会議の連合代表選出議決にあたっては各評議員が1個の議決権をもつ。議決権の行使に当たっては規約第5条の資格を有する者に限る。ただし書面または電子書面による委任または事前投票を妨げない。
3. 会員学会は複数の候補者を推薦することはできない。
4. 連合代表選出は前連合代表任期満了前6ヶ月以内に行う。
5. 選出の公示は選出前2ヶ月以前に書面または電子書面にて行う。
6. 各学会の候補推薦届け出は選出を議題とする会議2週間前までに各学会が現連合代表に対して候補者名と趣意を書面または電子書面で表明することで行う。連合代表は候補推薦をただちに書面又は電子書面にて各会員に通知する。
7. 推薦候補者が1名に限られる場合、議決を経ず、該当候補者が連合代表に選出される。
8. 連合代表選出議決にあたって、書面・電子書面での委任・事前投票も含め、総評議員の過半数の賛同を得た者を連合代表に選出する。過半数に達しない場合は上位2者で再度選出議決を行う。
9. 再選出議決において、なお賛同が総評議員の過半数に達しない場合は、書面・電子書面での委任及び事前投票及び出席者による投票数合計の過半数において決する。なお同数の場合は連合代表が決する。
10. 本細則の改正は規約の改正規程に準ずる。

II. 副代表選出手順案

III. 運営委員選出手順案

代表、副代表、運営委員選出手順

1. 代表

運営規約連合代表選出議決細則により、次のような手順で選出します。

- 1-1. 会員学会から推薦いただいた代表候補のリストを添付いたします。
- 1-2. 代表候補が複数の場合には、各評議員が 1 個の議決権を持つ投票により選出されます。今回は複数の候補がおられますので、投票となります。

投票には

- A. 評議員会当日の投票
- B. 評議員会での委任状による投票
- C. 評議員会に先立つ事前投票

が可能です。

すでに事前投票●件をいただいております。

委任状については、5月23日までにお送りいただいております。委任状は議長宛のものと、本日まで出席の評議員宛のものがあります。

委任を受けられている評議員の方には、委任状用の投票用紙を配布しますので、ご自分のご投票とは別に、委任状によるご投票にはそちらをご利用ください。

なお、投票後、事務局で開票、集票作業をさせていただき、結果のみを発表させていただきます。

2. 副代表

運営規約第6条により、評議員会において評議員の互選で選出されます。代表と異なり、特に選出議決細則はありません。代表が選出された後で、副代表の選出を行います。

- 2-1. 代表選出後、副代表候補の推薦を求めます。
- 2-2. 副代表候補が定員の2名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出されます。
- 2-3. 副代表候補が2名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となります。評議員は1個の議決権を有します。

3. 運営委員

運営規約第10条により、評議員会において評議員の互選で選出されます。副代表選出後、運営委員の選出を行います。運営委員会は連合代表・連合副代表を含め8名以内の運営委員により構成されることとなっているため、定員は5名です。

- 3-1. 副代表選出後、運営委員候補の推薦を求めます。
- 3-2. 運営委員候補が定員の5名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出されます。
- 3-3. 運営委員候補が5名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となります。評議員は1個の議決権を有します。